

2020年9月10日

(福)大東福祉会

理事長 関根良一 殿

公益財団法人 J K A

会長 笹部俊雄



2020年度補助事業の補助金の額の確定通知

2020年4月1日付け2020 J K A 補事第1号をもって補助金交付を決定した補助事業については、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定するとともに、当該事業により取得した物件の管理方法を併せて通知します。

記

1. 整理番号 2020P-181
2. 補助事業者名 (福)大東福祉会
3. 補助事業名 福祉車両の整備
4. 補助金確定額 1,725,000円
5. 補助物件の管理方法
 - (1) 補助事業により取得した物件（以下「補助物件」という。）の内容及び所在場所は、取得物件に関する報告書に記載のとおりとする。
 - (2) 補助物件の管理期間は2026年3月31日までとする。
 - (3) 管理期間中において補助物件を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
 - (4) 管理期間中において所在場所を変更するときは、あらかじめ本財団の承認を受けること。
 - (5) 管理期間中において補助物件に事故が発生したときは、遅滞なく本財団に報告すること。
 - (6) 管理期間中において補助物件を補助金交付の目的に反して使用してはならない。
 - (7) 管理期間中において補助物件を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ本財団の承認を受けること。
6. その他
 - (1) 本財団は補助物件の管理期間中において必要があると認めるときは、当該物件の管理及び使用の状況に関する報告書を徴し調査ができるものとする。
 - (2) 補助事業者は、本通知を受けた日から1カ月以内に、取得物件の管理に関する誓約書を本財団に提出すること。